

豊岡市スポーツ推進計画(概要版)

豊岡市教育委員会では、このたびスポーツ推進計画を策定しました。

計画に定める基本理念の実現にあたっては、行政だけではなく、市民の方々による参画と協働が重要な要素となりますので、様々な施策の推進にご協力をお願いいたします。

計画策定の目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利です。また、少子高齢化や核家族化が進むとともに、人間関係の希薄化などの問題にともない、スポーツに対して、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など多面にわたる役割を担うという期待が高まってきていることから、関係団体とともに、様々なイベントや教室などの実施に努めてきています。

特に、少子超高齢社会にあって、健康寿命を延ばしていくことは、健康で活気に満ちた地域社会の実現のためには大切なことであり、スポーツに関心のある層だけが参加するこれまでのスポーツ施策から、スポーツに関心のない層にも焦点をあてたスポーツまちづくり施策を推進していく必要があります。

そこで、「する」「観る」「支える」をキーワードに、運動やスポーツを幅広く捉え、だれもが、体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、体を動かす機会に触れられ、楽しむことのできる環境の整備と、地域の特色を活かしたスポーツ施策の推進による「大交流」の実現を図るため、これからのスポーツ施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針、基本的な取り組みなどの方向性を示した「豊岡市スポーツ推進計画」を策定しました。

スポーツ施策の推進にあたっては、市民や関係団体などの主体的な参画と連携・協働により、地域に根ざした推進体制を構築することで、より効果的で効率的な取り組みとなるよう努めることとします。

計画の位置づけ

この計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進に関する計画です。

豊岡市の行政計画上の位置づけとしては、「歩いて暮らすまちづくり構想」を根幹に置いた、豊岡市総合計画の個別計画であるとともに、その他の個別計画などと連携し、総合的かつ計画的にスポーツに関する施策の推進を図るための重要な指針となる計画として位置づけます。

計画の期間

豊岡市総合計画基本計画との整合性を図り、総合的かつ包括的な計画とするという観点から、平成33年度までの10年間を見通した計画とします。

なお、計画の期間を5年間ごとに区分し、市民のニーズや運動・スポーツを取り巻く環境の動向を踏まえた見直しを行なうこととします。

豊岡市教育委員会スポーツ振興課

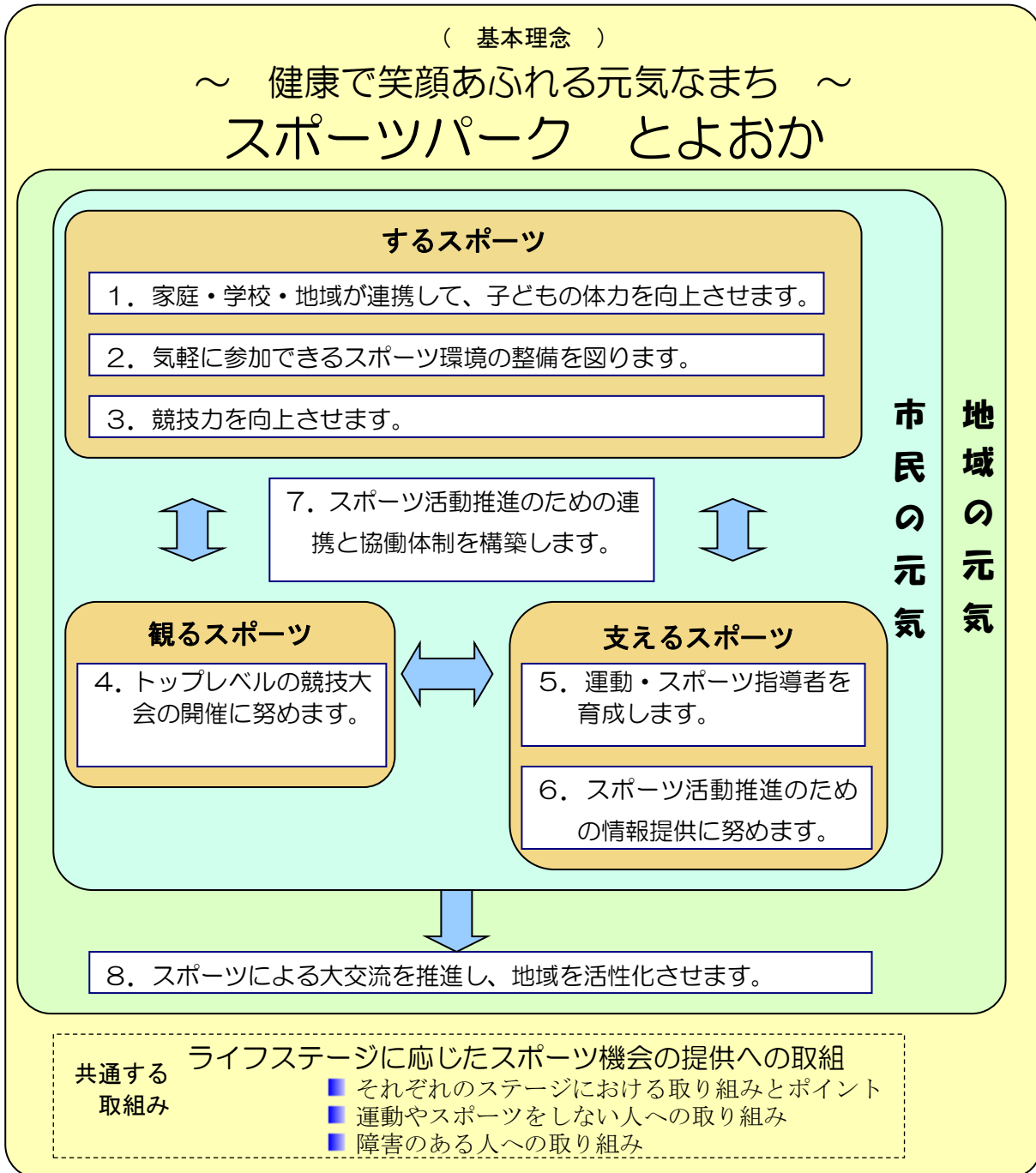
〒668-0045 豊岡市城南町23番6号 豊岡市役所城南仮庁舎内

TEL 0796-21-9023 FAX 0796-24-4669

施策の体系図

私たちのまち豊岡には、海、山、川、高原と四季を通じてだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、様々なスポーツに親しむことのできるすばらしい環境があります。

まちがひとつの“スポーツパーク”のような恵まれたフィールドを活かし、スポーツを「する」「観る」「支える」ことで人や地域がつながり、健康で日々の暮らしを楽しむ笑顔あふれる元気なまちづくりを実現します。

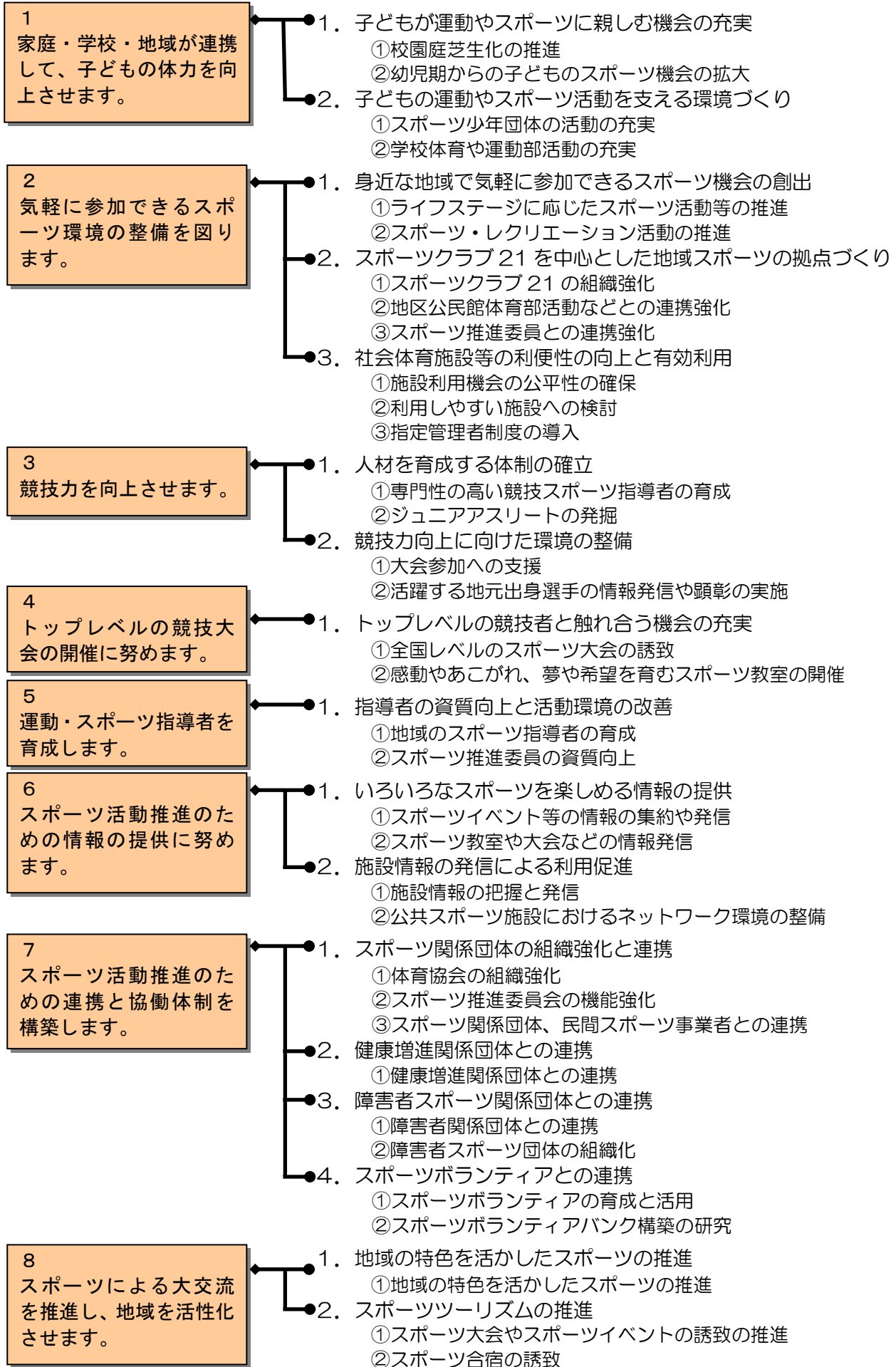


計画の推進体制

豊岡市スポーツ振興計画策定検討委員会の構成員をベースとした「豊岡市スポーツ推進懇話会(仮称)」を設置し、施策の評価や改善への助言を含めた計画の進行管理を行ないます。

また、社会情勢やスポーツに関する市民ニーズを的確に把握するとともに、施策の展開状況を評価し、事業に反映させることが重要なことから、計画的に「市民の声」を聞く機会を創出します。

施策の体系表



期待される役割

【市民】

健康や体力に関心を持ち、恵まれたフィールドを活かした運動やスポーツへの積極的な取り組みが期待されます。また、主体的に地域スポーツ環境を整備し、運動やスポーツを「する」「観る」「支える」ことにより、人や地域が“つながっていく”ことが期待されます。

【地域】

市民が身近で気軽に安心して、運動やスポーツ活動に参加できる環境をつくり、スポーツを通じてコミュニケーションの輪が広がり、深い絆で結ばれた一体感や活力のある地域社会が形成されることが期待されます。

【スポーツ少年団】

小学生から系統立てたスポーツの推進体制を確立するため、豊岡市スポーツ少年団を再構築し、体育協会への加盟による組織強化を図り、情報共有の場の創出と市の実施する事業への参画へのきっかけづくりに努めていくなど、子どもたちが運動やスポーツに接する場を確保していくことが期待されます。

【地域スポーツリーダー】

地域においてスポーツグループやサークルなどのリーダーとして基礎的なスポーツ指導や組織運営、運動やスポーツ活動を行っていない人への動機づけの活動を行うなど、スポーツ施策の推進を図るための基本方針に沿った活躍が期待されます。

【スポーツクラブ21】

スポーツを通じた地域の活性化と校区民が運動習慣を身につけるため、定期的に運動やスポーツ活動を行う環境を提供する組織としての役割が期待されます。

【企業、事業所】

施設、人、情報など保有する資源を活用したスポーツ施策の推進への協力・支援による地域貢献をすることが期待されます。

特に、スポーツやレクリエーション活動などに参加できる機会の確保による、心身のリフレッシュを図るためにも、ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに努めることが求められています。

数値目標

(平成23年⇒平成28年⇒平成33年)

計画を着実に推進し、基本理念に基づく基本方針の達成状況を検証するための目標指標（目標数値）を次のとおり定めます。（主な項目のみ）

【計画全体に関連する指標】

成人の週1回以上の運動やスポーツ実施率
40.4% ⇒ 45% ⇒ 55%

【基本方針に関連する指標】

- 家庭・学校・地域が連携して、子どもの体力を向上させます。
新体力テストにおける全国平均を上回る項目の割合（小学生）
49.0% ⇒ 55% ⇒ 60%
- 気軽に参加できるスポーツ環境の整備を図ります。
市などが主催するスポーツ行事への参加率（する、観る、支える）
25.6% ⇒ 27% ⇒ 30%
- トップレベルの競技大会の開催に努めます。
トップレベルのスポーツ大会の誘致開催（年間）
2大会 ⇒ 3大会 ⇒ 3大会
- 運動・スポーツ指導者を育成します。
地域スポーツリーダー養成のための講習会参加延べ人数
— ⇒ 150人 ⇒ 300人
- スポーツ活動推進のための連携と協働体制を構築します。
スポーツボランティア活動に参加したことのある成人の割合
6.0% ⇒ 8% ⇒ 10%
- スポーツによる大交流を推進し、地域を活性化させます。
全国規模のスポーツ大会の誘致開催（年間）
3大会 ⇒ 3大会 ⇒ 4大会